

7 集計及び結果の公表

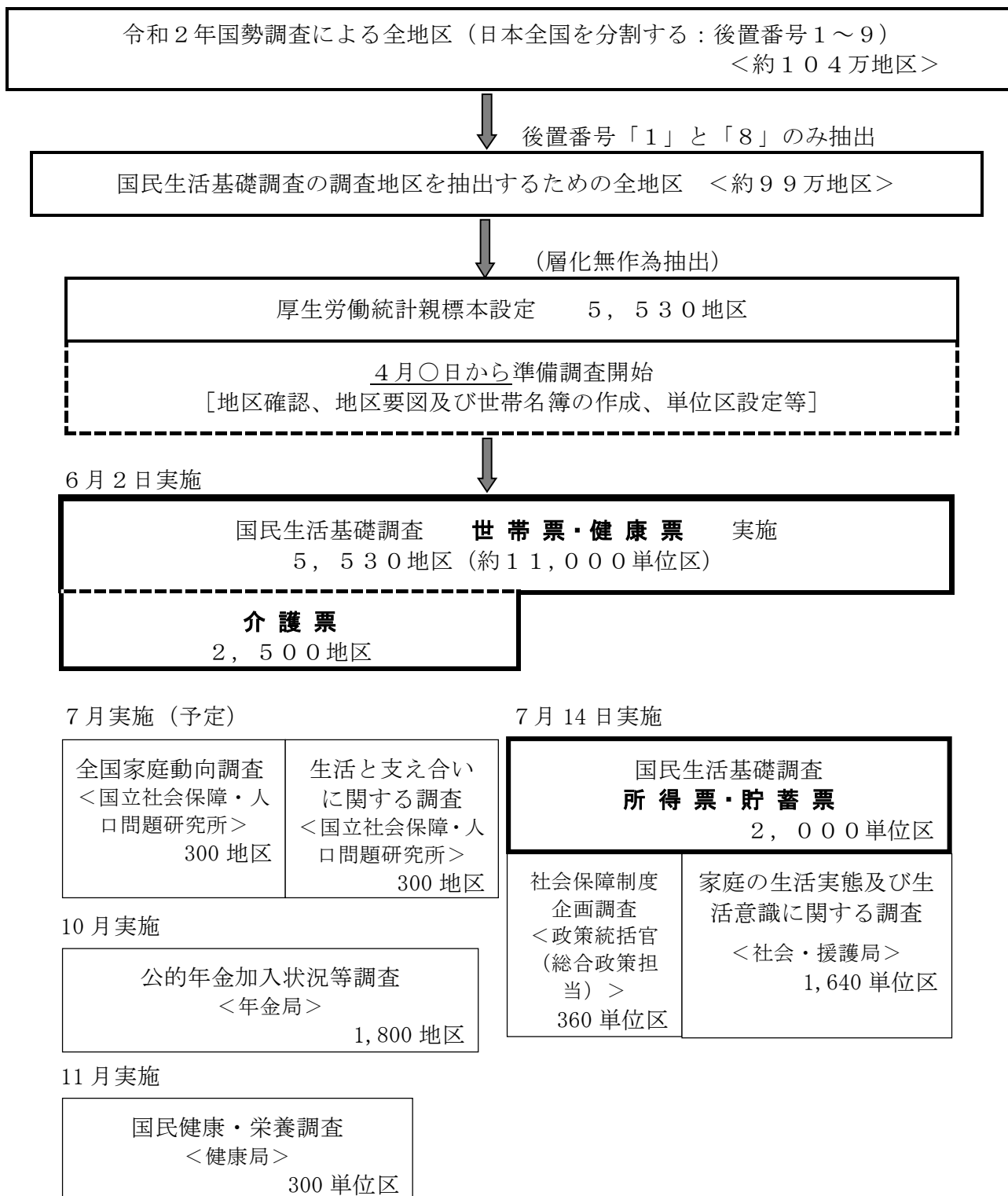
集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行う。

調査結果は「2022（令和4）年国民生活基礎調査の概況」及び「2022（令和4）年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

2022（令和4）年国民生活基礎調査の体系（案）

2022年の6月と7月に実施予定の国民生活基礎調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）は、次のような体系で行う。

また、本調査を親標本とした後続調査は、次のとおり。



注) 1 後置番号「1」：一般調査区（特別調査区（常住者がいない又は著しく少ない区域）及び水面調査区（港湾区域、漁港の水域で水上生活者のいる区域等）以外の区域）
 2 後置番号「8」：おおむね、50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域。